

食安監発第0129003号
平成21年1月29日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$ 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医薬食品局
食品全部監視安全課長

フグの取扱いに係る監視指導の強化について

フグの衛生確保については、「フグの衛生確保について」（昭和58年12月2日付け環乳第59号。以下「環境衛生局長通知」という。）により通知するとともに、その監視指導の強化を図るよう、「フグの取扱いに係る監視指導の強化について」（平成19年12月26日付け食安監発第1226003号。以下「監視安全課長通知」という。）により通知しているところです。

今般、都道府県等の講習会を受講せず、かつ、保健所に届出を行っていない飲食店の営業者が、不適切な処理方法で有毒部位を提供した結果、食中毒が発生しました。

本事例の原因は、主として飲食店の営業者がフグの安全性の確保のための取扱いを承知していなかったことにあるとされていますが、フグの処理は、環境衛生局長通知により、「有毒部位の確実な除去等ができる」と都道府県知事等が認める者及び施設に限って行うこと」とされており、これに反する処理を行ってフグを提供することは、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第1条第1号に該当せず、法第6条第2号に違反することとなります。

つきましては、今般の不適切事例を踏まえ、監視安全課長通知の1及び2の項に留意の上、フグによる食中毒防止に更なる注意を払うよう、関係事業者に対する監視指導を行うとともに、保健所が交付する届出済票を掲示していない飲食店においてフグを喫食することのないよう、一般消費者への周知方をお願いします。

山形県及び大分県におけるフグ食中毒事案概要

【山形県事案】

1. 発生日時：平成21年1月26日午後8時半頃
2. 原因施設：山形県鶴岡市 飲食店営業（居酒屋）
3. 患者数：鶴岡市在住7名（男性50代1名、60代5名、70代1名）
4. 症状：口の周り及び手足のしびれ、意識不明、血圧低下
5. 原因食品：ヒガンフグ
6. 病因物質：テトロドトキシン
7. 発生状況：当該飲食店を利用した男性8名のグループのうち、7名がフグの白子等を喫食し、7名全員が入院し、うち3名が重症（その後全員が回復）。
8. 措置：食品衛生法第6条第2号違反（有害・有毒物質を含む食品の販売禁止）で営業禁止処分。
9. その他：「山形県フグ取扱い指導要綱」で定めているフグ取扱者の資格を有せず、かつ届出を行っていない施設でフグを提供。

【大分県事案】

1. 発生日時：平成21年2月7日午前11時～13時頃
2. 原因施設：大分県由布市 魚介類販売業（鮮魚店）
3. 患者数：由布市及び大分市在住2名（男性70代1名、60代1名）
4. 症状：ふらつき、めまい、嘔吐、口と手のしびれ等
5. 原因食品：マフグの卵巣
6. 病因物質：テトロドトキシン
7. 発生状況：当該鮮魚店が2月6日昼頃煮付用として販売した「フグの卵巣」を購入し、家庭で調理・摂食した男性2名が入院（その後全員回復）。
8. 措置：食品衛生法第6条第2号違反（有害・有毒物質を含む食品の販売禁止）で7日間の営業停止処分。
9. その他：「大分県食の安全・安心推進条例」に基づく、フグ処理施設の届出を行わず、フグ処理登録者以外の者がフグを処理していた。